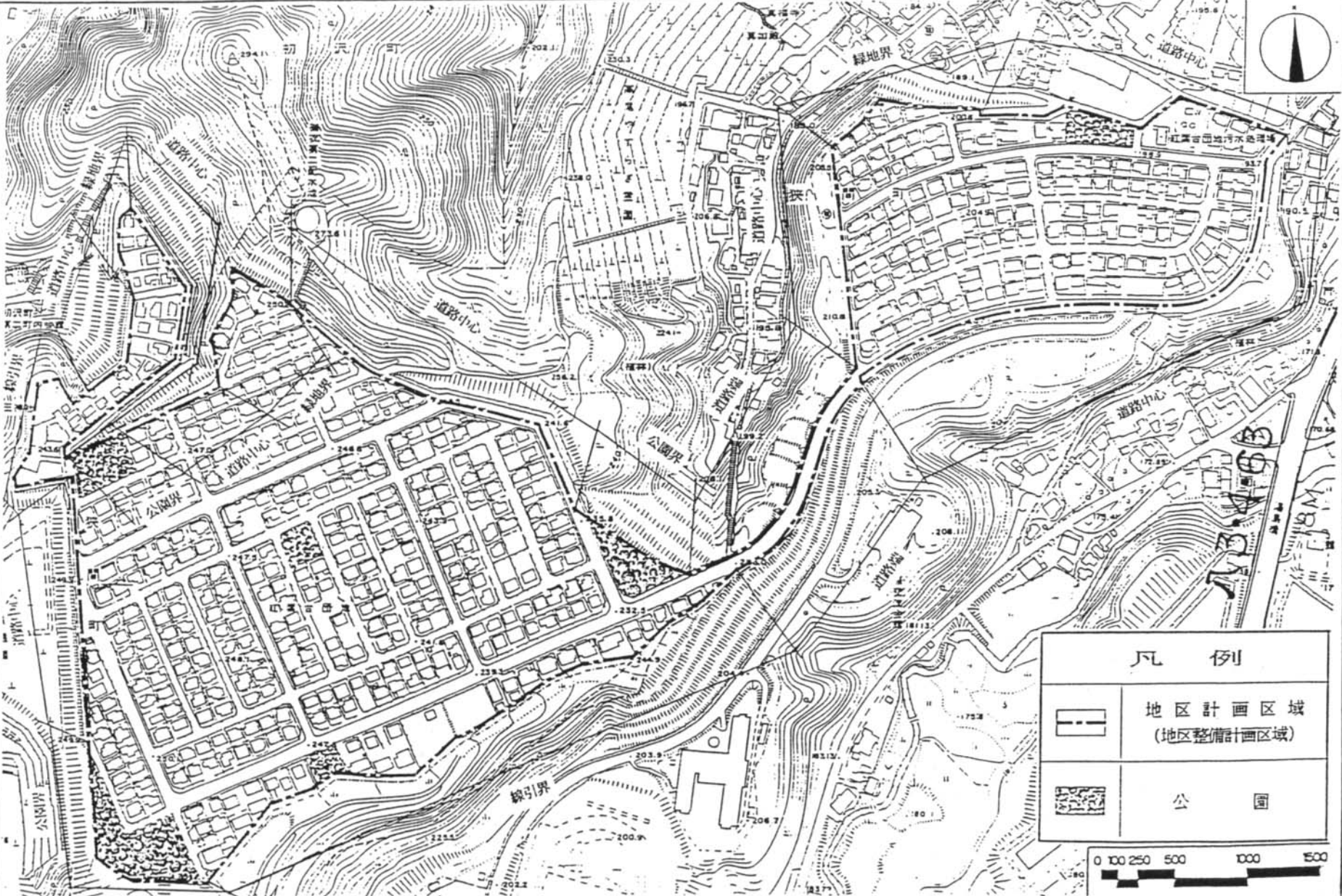


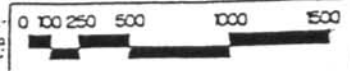
# 八王子都市計画地区計画 紅葉台地区地区計画

## 計画図 (八王子市決定)

八王子市狭間町地内



凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	公園



八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画紅葉台地区地区計画を次のように決定する。

名	称	紅葉台地区地区計画	
位	置	八王子市狭間町地内	
面	積	約15.4ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、八王子市の西南部に位置する民間開発による住宅団地で、既に、優良な住宅地が形成されている。そこで、現在のゆとりある低層の戸建住宅地を将来にわたり維持、保全することを目標とする。	
	土地利用の方針	住環境を損なう建築物等を規制するとともに敷地の細分化を防止することにより、良好な住環境の維持、保全を図る。	
	地区施設の整備の方針	既に整備されている区画道路及び公園等の機能の維持、保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境を保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を定める。さらに、垣又はさくの構造の制限を定め、緑あふれるまちなみの形成を図る。	
地	位	置	八王子市狭間町地内
	面	積	約15.4ha
区域整備に関する計画	建築物等	建築物の用途の制限※	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅（長屋を除く。） 2. 住宅で事務所、店舗、診療所及びこれらに類する用途を兼ねるもの 3. 前二号の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度※	150㎡
	壁面の位置の制限	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.7m以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの
		建築物の高さの最高限度※	9m  ただし、地階を除く階数は2以下としなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、門柱又は高さ1.2m以下のコンクリートブロック、石積等はこの限りでない。

「区域については、計画図表示のとおり」

※知事承認事項

〔理由〕 建築物その他の整備及び合理的な土地の利用を図り、良好な住環境の維持、保全を図るため地区計画を決定する。